

取 福 発 第 9 2 号
令 和 2 年 4 月 8 日

居宅介護支援事業所管理者 殿

取手市長 藤井 信吾
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響によるサービス担当者会議及び
モニタリング実施の取扱いについて (通知)

日頃より本市の介護保険事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い取扱い
が変化することも想定されるため、厚生労働省から新たに方針等が示される場合には改め
て通知します。

記

1 基本的考え方

(1) サービス担当者会議の開催について

新型コロナウイルスの影響により、サービス担当者会議を開催することができな
い場合は、「取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例」(以下、「指定居宅介護支援等条例」という。)第16条第16号または「取
手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(以下、「指定介
護予防支援等条例」という。)第33条第9号の「やむを得ない理由がある場合」に
該当し、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取り扱
う。

(2) モニタリングの実施について

新型コロナウイルスの影響により、1月に1回以上、利用者の居宅を訪問しての
モニタリングを実施できない場合は、指定居宅介護支援等条例第16条第15号ま
たは指定介護予防支援等条例第33条第16号の「特段の事情」に該当し、居宅訪
問以外の方法(例えば、電話連絡等)により利用者の状況把握を行うことについて
差し支えないものとする。

2 対象期間

当面の間

3 取扱い

(1) サービス担当者会議

日程の都合により会議を開催できない場合と同様に取り扱ってください。

(2) モニタリング

居宅訪問以外の方法（例えば、電話連絡等）により利用者の状況把握に努めるとともに、モニタリングの方法及び結果を記録してください。

4 根拠法令

(1) 居宅介護支援

ア サービス担当者会議の開催

イ モニタリングの実施

「取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」

(2) 介護予防支援

ア サービス担当者会議の開催

イ モニタリングの実施

「取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

5 問合わせ先

取手市高齢福祉課施設係・介護保険係・包括ケア推進係

電話：0297-74-2141

FAX：0297-74-6600

メール：kourei@city.toride.ibaraki.jp